

館山市公告第137号

館山市元気な広場管理運営業務（指定管理者選定）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年10月5日

千葉県館山市長 金丸 謙一

記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名 館山市元気な広場管理運営業務（指定管理者選定）
- (2) 事業概要 「館山市元気な広場指定管理者募集要項」
「館山市元気な広場指定管理者管理運営業務仕様書」
(以下、「募集要項」「仕様書」という。) のとおり
- (3) 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

2 応募資格

本施設の指定管理者の申請を行う者は、次の（1）～（3）の資格・条件等を有することが必要。

(1) 次の①～⑤を満たす法人又はその他の団体。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定及び次のいずれにも該当しない団体
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない団体
 - イ 対象工事の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した団体
 - ウ 会社更生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない団体
 - エ 民事再生法の適応を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない団体
- ② 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない団体
- ③ 国税、都道府県民税及び市区町村税の滞納がない団体（平成27～29年）
- ④ 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない団体
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険等の加入義務を遵守している団体

(2) 次の①～⑥のいずれかに該当する法人又はその他の団体

- ① 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- ② 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
- ③ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条の規定する公益社団法人又は公益財団法人
- ⑤ 会社法(平成17年法律第89号)第2条第1号に規定する会社

⑥ 消費生活協同組合法(昭和 23 年法律第 200 号)の規定に基づき設立された消費生活協同組合
若しくは消費生活協同組合連合会

(3) 地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート・センター事業の運営, 施設の維持管理等が行える法人又はその他の団体

3 現場説明会

現地説明会は必要時開催。10月11日までに申出。

4 提案審査(指定管理選定委員会)

平成30年11月7日(水) 時間未定(参加者への別途通知)

館山市役所内会議室(予定)

5 応募書類の受付期間

平成30年10月9日(火)～平成30年10月29日(月)

6 提出書類等

「募集要項」記載のとおり

7 その他

(1) 募集要項及び仕様書等の配布

館山市役所ホームページより入手すること。

ホーム>しごと・産業情報>入札・契約>プロポーザル>公募型プロポーザルの予定・結果

(2) 問合せ先

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

館山市教育委員会 教育部 こども課 子育て支援係

電話: 0470-22-3496(直通) FAX: 0470-23-3115